

都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定職種の問い合わせ先

協会名	郵便番号	所在地	電話番号	ホームページアドレス
北海道	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1-1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2386	http://www.h-syokunou.or.jp
青森県	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内	017-738-5561	http://www.a-noukaikyo.com
岩手県	028-3615	紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4620	http://www.noukai.com
宮城県	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-271-9917	http://www.miyagi-syokunou-kyoukai.com
秋田県	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県職業訓練センター内	018-862-3510	http://www.akita-shokunou.org/
山形県	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-644-8562	http://www.y-kaihatu.jp
福島県	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館内	024-525-8681	http://business2.plala.or.jp/fuvada
茨城県	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647	http://www.ib-syokkyo.com
栃木県	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館	028-643-7002	http://www.tochi-vada.or.jp
群馬県	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761	http://www2.gunmanet.ne.jp/g-vada
埼玉県	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5F	048-829-2802	http://www.saitama-vada.or.jp
千葉県	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-1150	http://www.chivada.or.jp
東京都	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2353	http://www.tokyo-nokaikyo.or.jp
神奈川県	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ 6F	045-633-5419	http://www.kan-nokaikyo.or.jp
新潟県	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F	025-283-2155	http://www.nvada.com
富山県	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2F	076-432-9887	http://www.toyama-noukai.or.jp
石川県	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3F	076-262-9020	http://www.ishivada.com
福井県	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360	http://www.fukui-shokunou.jp
山梨県	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916	http://www.yavada.jp
長野県	380-0836	長野市大字南長野南県町688-2 長野県婦人会館3F	026-234-9050	http://www.navada.or.jp
岐阜県	502-0841	岐阜市学園町2-33 岐阜県人材開発センター内	058-233-4777	http://www.gifu-shokunou.or.jp
静岡県	424-0881	静岡市清水区桶160	054-345-9377	http://shivada.com
愛知県	451-0035	名古屋市西区浅間2-3-14 愛知県職業訓練会館内	052-524-2034	http://www.avada.or.jp
三重県	514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎4F	059-228-2732	http://www.mivada.or.jp
滋賀県	520-0865	大津市南郷5-2-14	077-533-0850	http://www.shiga-nokaikyo.or.jp
京都府	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075	http://www.kyo-noukai.com
大阪府	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6F	06-6534-7510	http://www.osaka-noukai.jp
兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1F	078-371-2091	http://www.noukai-hyogo.jp
奈良県	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2F	0742-24-4127	http://www.aaa.nara.nara.jp
和歌山県	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-425-4555	http://w-syokunou.com/
鳥取県	680-0845	鳥取市富安2-159 久本ビル5F	0857-22-3494	http://www.hal.ne.jp/syokunou
島根県	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2F	0852-23-1755	http://www.noukai-shimane.or.jp
岡山県	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10 アマノビル 3F	086-225-1547	http://www.okayama-syokunou.or.jp
広島県	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F	082-245-4020	http://www.hirovada.or.jp
山口県	753-0074	山口市中央4-3-6	083-922-8646	http://y-syokunou.com/
徳島県	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-663-2316	http://www.tokunoukai.jp
香川県	761-8031	高松市郷東町587-1 香川地域職業訓練センター内	087-882-2854	http://www.noukai-kagawa.or.jp
愛媛県	791-1101	松山市久米窪田町487-2 愛媛県産業技術研究所管理棟2F	089-993-7301	http://nokai.bp-ehime.or.jp/
高知県	781-5101	高知市布師田3992-4 高知地域職業訓練センター内	088-846-2300	http://www.kovada.or.jp/
福岡県	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター 2F	092-671-1238	http://www.fukuoka-noukai.or.jp
佐賀県	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6408	http://www.saga-noukai.or.jp
長崎県	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21 長崎高等技術専門校内	095-894-9971	http://www.nagasaki-noukai.or.jp
熊本県	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-285-5818	http://www.noukai.or.jp
大分県	870-1141	大分市大字下宗方古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-3651	http://www.noukai-oita.com
宮崎県	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3	0985-58-1570	http://www.syokuno.or.jp
鹿児島県	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240	http://www.syokunou.or.jp
沖縄県	900-0036	那覇市西3-14-1 那覇地域職業訓練センター内	098-862-4278	http://www.oki-vada.or.jp

H27.3

平成26年度 厚生労働省委託事業

技能検定の
試験科目等の解説集

建設
系職種編

技を磨く。 技を広げる。

多能工への取組と技能検定



このパンフレットに
関するお問い合せ

中央技能振興センター (中央職業能力開発協会内) TEL:03-6758-2896

詳しくは

技のとびら

検索

中央職業能力開発協会

はじめに

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とするものです。現在、機械加工、建築大工や電子機器組立てなど全部で128職種について検定試験が行われています。

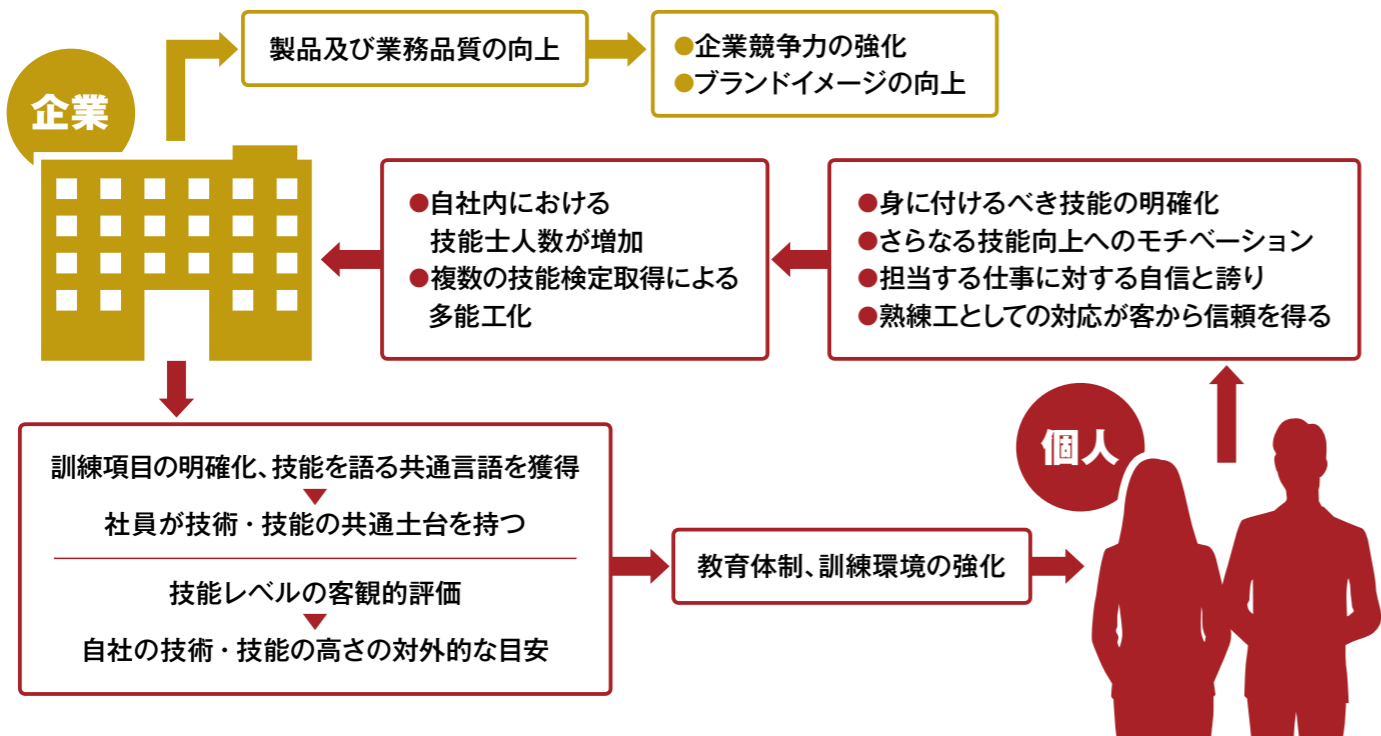
本制度は、昭和34年度から実施され、平成25年度には全国で約72万人の受検申請があり、約28万人が合格しています。技能検定制度開始からの累計では、延べ約547万人が技能士となっています。

本冊子は、技能士へのインタビューを通してその職種の内容（仕事の特徴）、複数職種の検定を取ることでの仕事の広がりを紹介するとともに、「試験科目及びその範囲」「実技試験の概要」等を掲載しています。

これら記事を通して、技能検定を受検しようとする方、受検準備訓練等を実施する企業や業界団体、技能検定に関心のある方等に、技能検定試験の内容等についての理解を進めることをねらいとしています。

技能検定活用のメリット

技能検定を自社の技能教育体制に導入することにより、次のようなメリットが期待できます。



もくじ

技能検定の
試験科目等の解説集
建設系職種編

- 02 はじめに／技能検定活用のメリット
- 03 技能検定制度・技能士に係るロゴマーク
- 04 技能士インタビュー①
株式会社丸三ホクシン建設
1級技能士 首藤一弘氏
- 08 技能士インタビュー②
有限会社武藤塗装店
1級技能士 武藤浩樹氏
- 12 1級・単一等級の学科試験の
「試験科目及びその範囲」の比較
- 16 実技試験課題の内容（概要）
- 18 データで見る技能検定制度



技能検定制度・技能士に係るロゴマーク

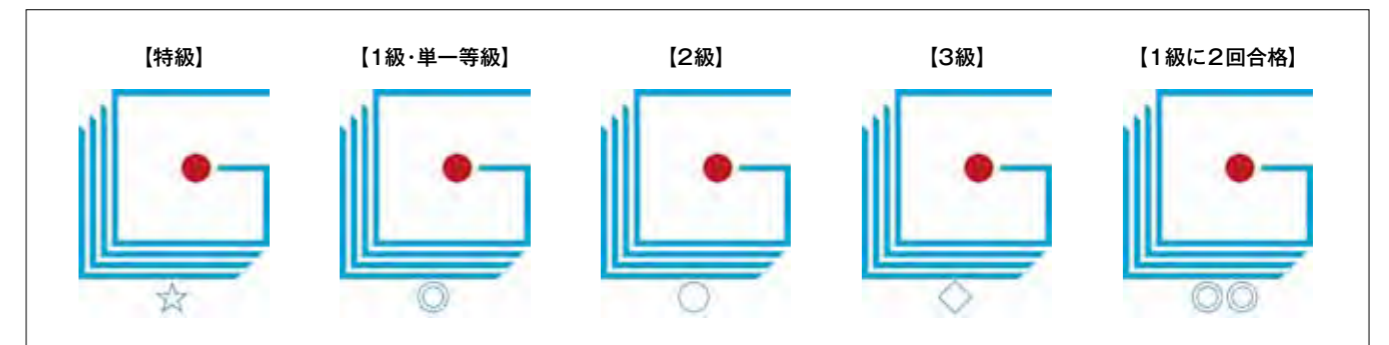
厚生労働省では、技能検定制度・技能士を広く周知、普及することを目的とした、「技能検定制度・技能士に係るロゴマーク」を制定しています。ロゴマークには、技能士が合格した等級に応じて用いるマークと、技能検定制度に関わる企業・団体・個人など誰でも使用できるマークがあり、いずれも無料で使用できます。

ロゴマークの電子データは以下からダウンロードできます。

▶▶▶ <http://www.waza.javada.or.jp/logo/howto.html>



▲デザインは、「Global」「Ginou（技能）」の「G」をモチーフとして作成しています。



▲技能士の場合、「ロゴマークのバッジを作製し、作業着に付ける」「ロゴマークのシールを作製し、ヘルメットに貼る」「ロゴマークを名刺に刷り込む」等の形態で使用できます。等級に応じて、上記のように表示します。

良い家づくりのために、大工を支え 育てられる環境の整備が必要

株式会社丸三ホクシン建設 1級技能士 しゅどうかずひろ
首藤一弘氏

在来工法にツーバイフォー工法を 取り入れた、新しい家づくりを模索

私は親が大工でしたので、小さい頃から働く現場を見てきました。生活の中にもものづくりがあった、という感じでした。自分でも、手を動かして仕事をするということが向いていると思っていました。それでも、最初は大工とは違う道を歩もうとしたのですが、どうもしっくりこなかった。それで結果的に、父の後を追う形となりました。

自分は体が大きい方ではなく、木材を持つにも最初はよたよたでした。ただ、続けることで自然と体が工夫するようになるんですね。自分に合った動作というのができるようになっていきました。技能については、父のもとにいた中堅の親方について、4年ほど修行させてもらいました。当時としてはめずらしく、きちんと教えてもらったという思いを持っています。そのころはまだ、道具作りから墨付けまで手作業が基本の時代でした。大工の数も多くはなかったので、技能を身に付け磨く機会は今よりも多くありました。

独り立ちしてからは、いろいろなことを独学で勉強してきました。技能検定1級や建築士2級を取得したのは、24歳ぐらいです。そのころ一度、家業を離れて別な会社で大工の仕事をしました。そのときに出会ったのが「枠組壁建築」、いわゆるツーバイフォー（2×4）工法です。在来工法（軸組工法）とは考え方が違いますが、それなりに利点もある。活用の仕方を自分なりに考えて家業へ戻りました。私は2つの工法のいいところ取りをした建築にメリットを見いだしていましたが、当時、父はまったく受け付けませんでした。それから何年かして会社の実権が自分に譲られるまで、その姿勢は変わりませんでしたね。その間、私が任された現場では、少しずつ取り入れてはいたんですが（笑）。

ツーバイフォーを取り扱うようになって、枠組壁建築職種の技能検定も取得しました。

技能競技大会に出場したことで 技能に対する考え方が大きく変わった

私の場合、技能者としての思いが大きく変わった経験とい

うのは、「全北海道技能競技大会」への出場ですね。若いときから競技大会には興味を持っていましたが、最初に機会を得たのが30歳前後のときだったと思います。こうした大会では、ただ物ができたというだけでは何の意味もなく、早さ、精度、美しさなど、とことんまで追求する必要があります。

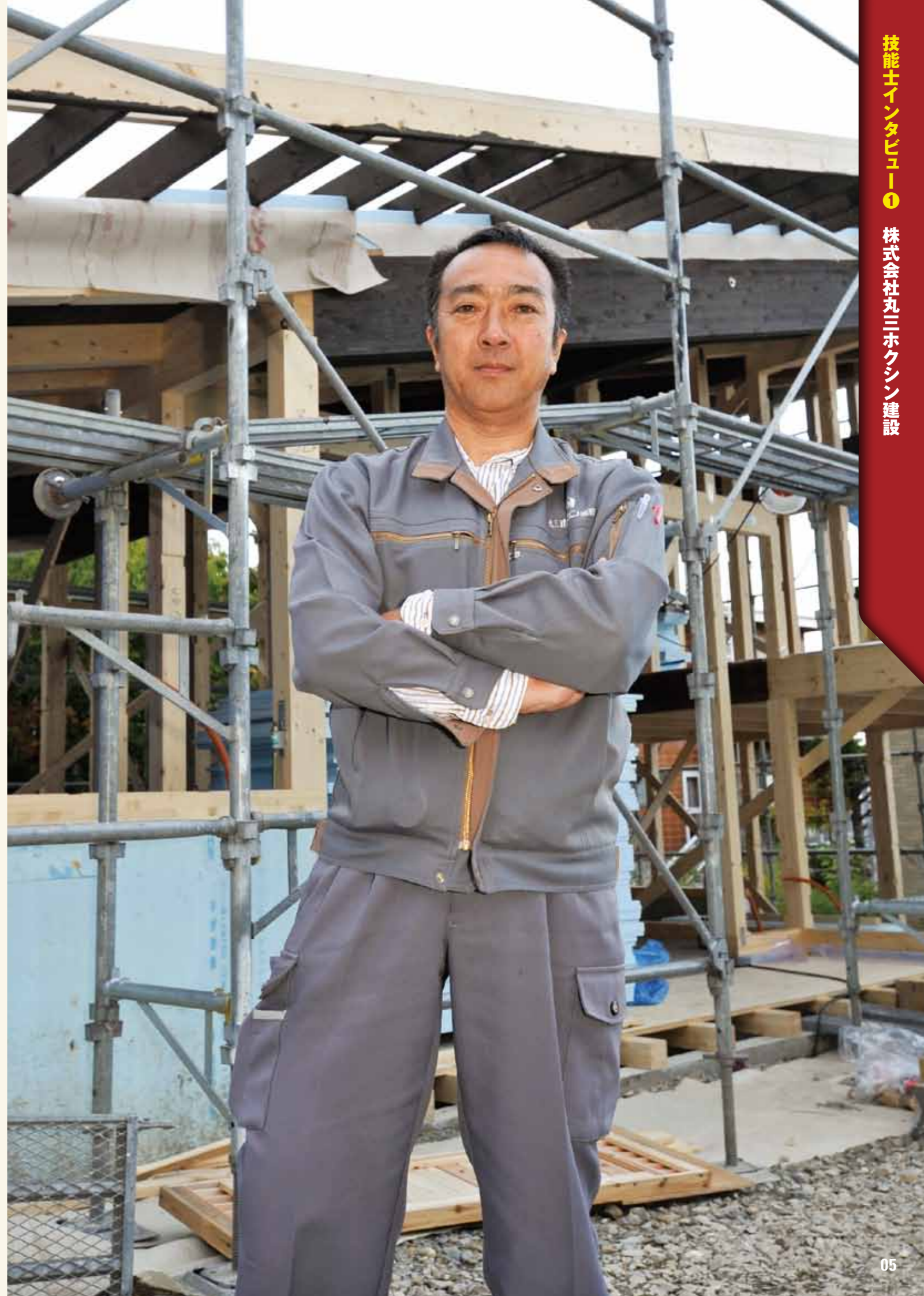
そうした練習をする中で、あるとき、気付くことができました。慎重に集中して作業してみると、自分で思っていた以上の仕上がりになる。難度の高い加工も、やってみれば自分にもできる。つまり、今までの自分は、手技は早かったのかもしれないが雑な仕事をしてきた。こんなものでいいと、自分で納得していただけなんだと。そのときに、技能者としてのスイッチが切り替わりました。自分はずっとまくなれるし、美しいものづくりがしたい。そう考えるようになりました。自分自身の中で止めていたものが動き出した、そんな感じでしたね。

残念ながら入賞はできませんでしたが、競技大会はとてもよい経験になりました。社内から挑戦したいという者が出てきたら、ぜひやらせてみたいですね。

お客様に喜ばれる家づくりのために 大工が安定して働ける環境を作る

建築大工を志す人間が、技能を身に付けて独り立ちしていかれるような環境を作りたい、そんな思いを持っています。大工という仕事は、全体で見れば請け負いの形で仕事をしている場合が多い。社員という形式で会社に属しておらず、待遇や社会保険、年金といった面で、職業人としては弱い部分があります。そうすると、たくさん仕事を受けてとにかく早くこなさなければならず、「お客様に喜んでもらえる家づくり」という本来の目的を大工自身が持たなくなってしまう。私はそれはいやでした。

ですから、まずは自分の会社で、きちんと雇用が維持され、その中で社員（技能者）が力をつけ、将来の進む道を自ら考えることができる仕組みを実現していこうとしています。同時に、そうした環境が整って初めて、職業を考える子供たちに大工を勧めたり、そのサポートや育成ができるのだと思うんです。



同社の家づくりと関連する技能検定職種



【首藤氏の技能検定取得ステップ】



【同社における技能の位置づけ、技能検定への期待】

大工業務をトータルに担うために 手業を中心にした 技能の熟練が極めて重要



代表取締役
首藤一弘氏

—技能の重要性について、どのようにとらえていますか。

首藤 現在の建築は機械化が進んでおり、木材をカットする人、現場で組み上げる人、といったように仕事の分担も細分化されています。そうすると、建築という仕事をトータルで担える人材が少なくなってしまいます。私はそこに危機感を持っており、社内ではできるだけ手作業で、そして各自が広く仕事ができるような体制を目指してきました。そのため、当社では手加工が基本になっています。

例えば、当社が請け負う注文住宅では、骨(梁や柱)を見せる仕様の需要が多く、構造材は住宅ごとに個別に加工しなければなりません。大工の技能を発揮する部分が多いんですね。また、そうした手加工の良さを打ち出した提案や商品作りを心がけていますので、当社にとって技能の熟練はとても重要です。

—技能検定試験への取り組み方を教えてください。

首藤 しっかりした技能教育の形・体制というのがあるわけではないんです。先輩はみな技能士ですから、当社に入社すれば技能検定を取得することが当たり前になっています。そのためにも、もちろん勉強や技のコツの習得が必要ですが、私も先輩たちも特別に教えることはしません。むしろ、教えたくてもだれも聞きこない(笑)。みな、自分で調べて解決をしています。

当社では検定が近づいても、仕事を休ませて練習させることもしていません。「作業場にある端材は自由に使ってよいので、空いている時間で好きに練習しなさい」と言ってあります。見ていると、受検当事者だけでなく既に1級を持っている先輩も、現場でめったに使わない難しい技能課題を復習していたりします。後輩は、そうした姿も見えています。強いられてやるのではなく自ら伸びようとする、この点は今、ものすごくいいスタンスでできています。

実際の現場では、先輩が後輩の力量を見て任せる仕事を決めています。1棟を作る中で、ある技能を必要とする作業は少ない機会しかありませんから、そこを逃すと学ぶチャンスが減ってしまう。そういうことも考えながら、仕事を割り振っていきます。

—技能検定の活用には、どのような意味がありますか？

首藤 現場ではほとんど使わないような技能も、検定課題には確かにあります。ただ、使わないからといって皆が習得をしなくて、必要ときに教えられる人がいなくなってしまうんですね。ですから、技能検定への挑戦を活用して、人材作りや技能伝承を行っていくという側面はあります。

また、技能検定は「ライセンス」という意味合いでも重要だと思っています。私自身は、大工という仕事をするのだから「建築大工職種1級」を持っていて当然、という感覚です。もちろん技能検定を持っていなくても、実際に高い技能を持っていれば仕事はできます。ですから、技能検定を「持つ、持たない」は、実力の違いではなく、検定を取得するというところへの認識の違いではないでしょうか。技能検定に取り組むことで、私はものづくりへの「思い」が変わっていると思います。



【会社概要】
●所在地 / 北海道石狩市
●設立 / 1974年
●従業員数 / 18人
(技能士が延べ10人)
●業務概要 / 18人のうち14人が大工という技能者集団。「手づくりの家をお客様に」をモットーに、直営施工で仕事をしている。

さまざまな技能を身に付けることで 自分の中に経験を増やしていく

有限会社武藤塗装店 1級技能士 むとうひろき 武藤浩樹氏

仲間と競って技を磨き合う中で ものづくりの仕事の面白さに気付いた

先代社長である父親が働いているのを小さい時から見てきましたが、正直、自分は継ぐつもりはありませんでした。そのため、家業とは関係のない専門学校へ通いましたが、「進みたい道ではない」と途中で気付いて中退。とりあえず就職先が決まるまでの間、実家でアルバイトをしていました。そして1年たつて気付いたら正社員になっていた、そんな流れです。うまく父に乘せられました(笑)。ただ、いろいろな現場に出かけて仕事をしているうちに楽しくなってきた、というのが実際のところですが。

楽しくなったきっかけは、同年代の人たちと一緒に働いて、競うような形で技を磨き合っていたことです。「こういう資格があるから取りに行こう」と、次々、エスカレートする形で取り組んでいました。それ以外にも、縁があった他の企業の方から、「こういう技能を教えてあげるから」と親切にされて、それがきっかけで、防水関係など技能の幅が広がっていきました。

そうすると、途中からは、いろいろな検定を取っていくこと自体も楽しくなっていきます。日課じゃないですけど、毎年、「今年はこれで行こうか」と選んで。実は父もたくさんの技能検定を持っており、「とりえず父を抜かなければ」というのを1つの目標にしてきた、ということもあります。

全国建築塗装技能競技大会での経験が 技能向上への思いを強くさせた

技能が伸びていないなと感じることも、やはりありました。スピード、あるいは仕上がりを人と比べてみた時に、「相手の方が上だな、まだ精進しなければ」と思っていた時期があります。技能自体もそうですし、ほかに、発想や考え方についても違いがありましたね。「自分はこうだ」と思っていたことが、仲間から「いや、この方がいいんじゃないか」と言われて、「なるほど」と思ったり。「1つの考え方に固執してはいけない」ということに気付かされたということですね。ほかの目線で見ると、視野を広げることで、「こうすればいいだろう」と言われ

てみれば簡単なことに、ずっと気付けるようになっていくことも技能の成長の1つかなと思います。

それにはやはり他の技能者の仕事を見る、ということは大事だと思います。私自身が一番印象に残っているのが、平成13年、全国建築塗装技能競技大会(日本塗装工業会主催)の2級の部の選手に選ばれた時のことです。2日間の競技が終わってから他の作品を見て回った時に、レベルの違いや、仕上がりの観点の違いを見せつけられたような思いがしました。各県の代表の方々と話しをすることもできて、「もっと高いところへ自分も行ってやろう」という気になりました。

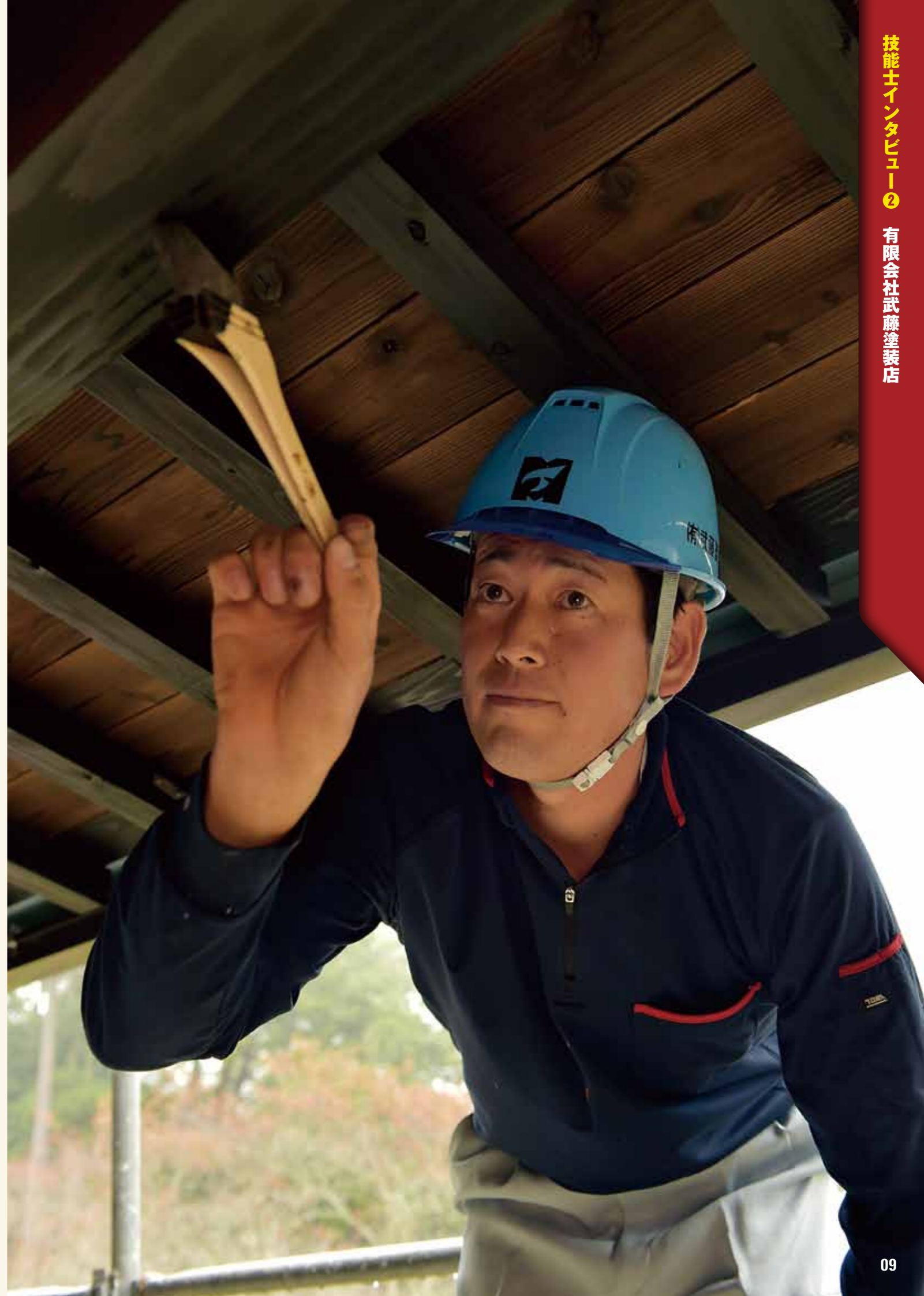
やはり、上の世界を見ることは技能を伸ばすことにつながります。こういうやり方があるのだと、非常に良い勉強になるんですね。塗装技能大会や技能五輪全国大会などが近場で開催された際には、ぜひ社員に見せたいですね。大きな刺激になって、また技能の向上につながっていくと思うんです。

技能者としてもさらに精進を続け 会社の業務領域を広げていきたい

昨年(平成26年)6月に、父から社長の任を受け継ぎました。これまでは技能者として自分自身を高め、少しでも良い仕事をしていくことに注力してきましたが、これからは管理の部分の仕事が増えていくことになります。

技能と共に、知識についても同じくらい大切になってきました。塗料や施工材料の情報などは常に勉強が必要です。社長という会社で一番の営業担当として、お客様の問いには的確な説明ができなくてははいけません。まず私自身がきちんと理解して、十分な説明ができるように心掛けています。また、施工プランの提案も重要です。もともとが技能者ですから、技能の裏付けあつての提案であることを、お客様に評価していただけるように努力しています。

それでも、自分としてはまだ技能者でもあり続けるつもりです。父が持っている技能検定で、私が取得していないものがまだ1つだけあります。それを取得して父に並び、さらに自分の領域を広げていきます。そうすることで、会社で請け負う仕事の幅も新たに広がっていくものと思っています。



同社の業務に関連する技能検定職種

「塗装」職種の技能



▲建築塗装にはさまざまな機能・用途がある。オーダーに応じて自在に着色をする外観上の用途のほか、防虫、防水、耐火、遮熱等、要求された機能を有する塗料を使用していく。



▲「木工塗装作業」の検定は1級から取得している。建具等で使われる部材はまず必要な塗装が施され、その後、建具職人によって組み立てられる。

▲日土工が定めた色見本をもとに調色する。赤、黄、黒、紺、白の5色の塗料を、経験に基づいた感覚で混ぜあわせて指定された色を作っていく。



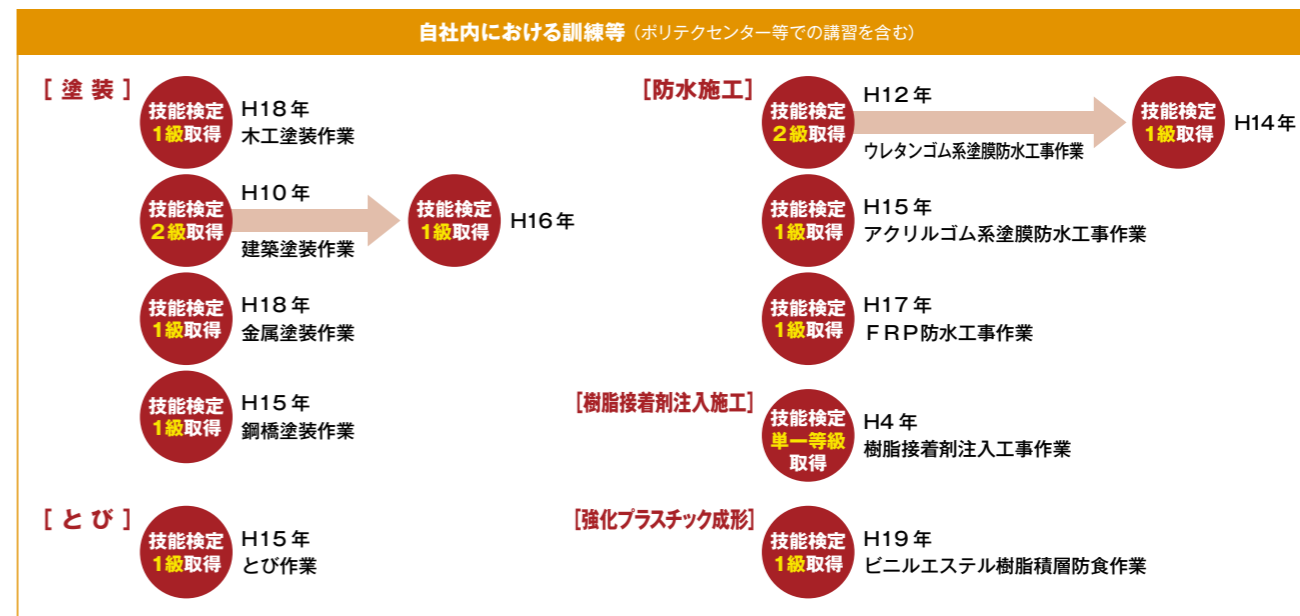
◀エアスプレー塗装は、建築、木工、金属、鋼橋など、さまざまな場面で使用される。自動車車両のカラーリングなども、エアスプレーによる塗装の代表例。

「防水施工」職種の技能



◀エポキシ樹脂剤によるコンクリート床防水施工の例（写真は別場所での試し作業）。主剤と硬化剤を適正に混ぜ合わせた塗床材を、適正量、施工面に流す。それをコテを使い均一にならしていく。材料はセルフレベリングするが、施工面が広ければムラが生じる。塗床材を流す量と的確なコテさばきが技能の1つの要となっている。用途をもとに塗床材を選択して、最適な処理を顧客に提案していくことが重要になる。

【武藤氏の技能検定取得ステップ】



【同社における技能の位置づけ、技能検定への期待】

うまくなろうとする心を育てることが技能育成には大事になる



代表取締役 武藤浩樹氏

——技能教育の取り組み方を教えてください。

武藤 会社全体として良い仕事をしていくために、全社員参加で定期的に会議を開いています。皆が良いものを作りたいと思っているので、現場のこと、仕事や技能のことについて、「どういうやり方が一番良いか」など具体的に話し合いをします。若手から意見が出てきた時は、できるだけ尊重しようと思っています。それで仕事を任せられた方が、やはり意欲的に取り組んでくれます。

私は、「技能は見て覚えろ」という形で育てられました。最初の頃は刷毛さえも持たせてもらえず、まさに「見習い」です。私も後輩の面倒を見るようになった当初は、あれこれ教えませんでした。しかしそれではうまくいかず、基礎から教えていくことにしました。ところが、若い子に厳しく教えると、今度は「無理です」「できません」と、育つ以前に仕事を辞めていく状況も現れました。そこで自分なりに考えたのは、技を教えるだけでなく、同時に自分からうまくなろうとする心を育てることが大事だ、ということです。そういう意味では、技能検定はいい目標になります。

——技能検定には、どのように取り組んでいますか。

武藤 技能検定や、その他作業上で必要な資格取得などについては、本人にやる気があれば、ポリテクセンターや業界団体等で行われる講習会に積極的に参加させるようにしています。また、やる気が出るように、私もできるだけ仕向けていくようにしています。塗装や防水施工の技能のうち、ベース部分の技能については、私が教えてあげることができます。いくら日常業務で経験を積んでも、検定の実技試験はぶっつけ本番ではまず通りません。そのため、仕事

が終わった後や、検定が近づいてくれば休日に出てきて、練習ができるように環境を整えています。また、検定費用や練習に必要な材料などは会社で負担します。

練習中は、「本当にこれでいいじょうぶか」と不安そうにしていた若手が、合格して笑顔で帰ってくるのを見るのはいいものです。技能検定も、どうせ合格するなら上位の成績と、はっぱをかけていきます。優秀な成績で県知事賞を受賞すればやはり本人はうれしいですし、今後の大きな励みになります。

——より高い技能をどのように身に付けていきますか。

武藤 検定1級を取っても、その職種をマスターしたということではありません。どの職種の仕事も幅が広いですし、我々にできないことはたくさんあります。ですから、取得がスタートであって、さらにそこから高めていこうと、そういう気持ちでないと技は伸びていきません。1級取得というのは、あくまで自分の中にベースを作った、ということです。温度や湿度など自然条件の違い、そして工期がある中で、臨機応変に対応できる高い技能を身に付けるには、やはり経験を積み重ねなければなりません。社員には、自分と同じだけの技量を身に付けてほしいと思っています。



【会社概要】
 ●所在地/山口県岩国市
 ●創業/1974年
 ●従業員数/11人
 ●業務概要/一般建物の建築・吹付塗装、鉄骨・鋼橋塗装、各種防水工事、コンクリート建物の改修工事（調査、診断、施工）等。

1級・単一等級の学科試験の「試験科目及びその範囲」の比較

建設系の技能検定職種について、複数職種取得の組み合わせ状況をものづくりマイスターについて調べたところ、19ページの図のようになりました。このうち、代表的な7職種の学科試験について、技能検定の試験範囲である「試験科目及びその範囲」についてまとめ、類似事項を比較したものが下表です。なお、厚生労働省HPには各職種についてさらに詳しい「試験科目及びその範囲並びにその細目」が掲載されていますので、そちらも併せてご覧ください。

詳しくは [技能検定職種](#) [検索](#)

	建築大工	型枠施工	枠組壁建築	ブロック建築
建築構造・技法・施工法・施行法関連	① 建築構造 <ul style="list-style-type: none"> ● 木造建築物の種類及び特徴 ● 木造建築物の構造及び造作 ● 木造建築物以外の建築物の種類及び特徴 ● 構造力学の基礎理論 ● 神社、仏閣等の特殊な木造建築物の様式及び特徴 	③ 建築構造及び土木構造 <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構法及び特徴 ● 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の建築構造及び土木構造の種類、構法及び特徴 ● 構造力学の基礎理論 	① 建築構造 <ul style="list-style-type: none"> ● 枠組壁建築物の種類及び特徴 ● 枠組壁建築物の構造及び造作 ● 枠組壁建築物以外の建築物の種類及び特徴 ● 構造力学の基礎理論 	① 建築構造 <ul style="list-style-type: none"> ● 補強コンクリートブロック造の構造 ● 型枠コンクリートブロック造の構造 ● 補強コンクリートブロック造及び型枠コンクリートブロック造以外の建築構造の種類及び特徴 ● 構造力学の基礎理論
	② 規矩術 <ul style="list-style-type: none"> ● 規矩術の基本 ● さしがねの使用法 ● 隅の軒回り、四方転び及び木割り 		② 規矩術 <ul style="list-style-type: none"> ● 規矩術の基本 ● さしがねの使用法 ● 小屋についての規矩術 	
	③ 施工法 <ul style="list-style-type: none"> ● 木工事施工用の機械及び器具の種類及び使用方法 ● 木造建築工事の施工計画 ● 仮設工事の施工方法 ● 水盛り、やりかた及び墨出しの方法 ● 基礎工事の施工方法 ● 木工事の施工方法 ● 木工事の関連工事の種類及び施工方法 ● 木造建築物の養生及び補修の方法 	① 施工法 <ul style="list-style-type: none"> ● 型枠工事に使用する器具及び機械の種類、用途及び使用方法 ● 型枠及び型枠支保工の種類、構造及び特徴 ● 型枠の下ごしらえの方法 ● 型枠及び型枠支保工の組立ての方法 ● 型枠及び型枠支保工の解体の時期及び方法 ● 型枠工事の施工計画 ● 型枠工事の施工設備の種類及び用途 ● 建設工事の種類及び施工方法 	③ 施工法 <ul style="list-style-type: none"> ● 枠組壁工事に使用する機械及び器具の種類及び使用方法 ● 枠組壁建築工事の施工計画 ● 仮設工事の施工方法 ● 水盛り、やりかた及び墨出しの方法 ● 基礎工事の施工方法 ● 枠組壁工事の施工方法 ● 枠組壁工事の関連工事の種類及び施工方法 ● 枠組壁建築物の養生及び補修の方法 	② 施工法 <ul style="list-style-type: none"> ● コンクリートブロック工事に使用する器具及び機械の種類、用途及び使用方法 ● コンクリートブロック工事の施工設備の種類、用途及び使用方法 ● コンクリートブロック工事の施工計画 ● コンクリートブロック工事の段取り ● コンクリートブロック工事の施工方法 ● コンクリートブロック工事の関連工事の種類及び工程
材料	④ 材料 <ul style="list-style-type: none"> ● 建築用材料の種類、規格、性質及び用途 	② 材料 <ul style="list-style-type: none"> ● 型枠工事に用材料の種類、規格、性質及び用途 ● 関連工事に用材料の種類及び用途 	④ 材料 <ul style="list-style-type: none"> ● 建築用材料の種類、規格、性質及び用途 	③ 材料 <ul style="list-style-type: none"> ● コンクリートブロック工事に使用する材料の種類、規格、性質及び用途
製図	⑤ 製図 <ul style="list-style-type: none"> ● 木造建築物の施工図の作成方法 	④ 製図 <ul style="list-style-type: none"> ● 日本工業規格の建築製図通則及び土木製図通則に定める表示記号 	⑤ 製図 <ul style="list-style-type: none"> ● 枠組壁建築物の施工図の作成方法 	④ 製図 <ul style="list-style-type: none"> ● 日本工業規格の建築製図通則に定める表示記号 ● コンクリートブロック工事に関連する建築設計図の種類
関係法規	⑥ 関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係法令(木造建築物に関する部分に限る。) 	⑤ 関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係法令及び建設業法(昭和24年法律第100号)関係法令のうち、型枠工事に関する部分 	⑥ 関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係法令のうち、枠組壁建築物に関する部分 	⑤ 関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係法令のうち、コンクリートブロック工事に関する部分
衛生安全	⑦ 安全衛生 <ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生に関する詳細な知識 	⑥ 安全衛生 <ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生に関する詳細な知識 	⑦ 安全衛生 <ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生に関する詳細な知識 	⑥ 安全衛生 <ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生に関する詳細な知識

ポイント

【各職種に共通する科目等】
 建築大工職種、型枠施工職種、枠組壁建築職種、ブロック建築職種においては、問われる学科試験の科目はおおむね共通している。ただし、実際にはそれぞれの職種の専門性を反映したものとされており、各内容は必ずしも同一ではない。特に<建築構造・技法・施工法・施行法関連>では、各職種が扱う建築物・作業に即した知識が問われるため特徴的な内容となっており、別個に試験対策をする必要がある。
 しかし、試験範囲を細目まで見ていくと、以下のとおり、いくつかの共通する項目も見いだせる。

<建築構造・技法・施工法・施行法関連>
 「建築構造」科目の細目では、木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・その他建築物の種類及び特徴についてが共通して問われる。また、構造力学の基礎理論も、力・荷重・応力等についてが共通して問われている。
 「規矩術」科目では、建築大工職種、枠組壁建築職種において、基本知識及びさしがねの使用法が技法的な要素として問われる。
 「施工法」科目はそれぞれの職種の専門性によるが、工事に使用する機械及び器具、施工計画、工事の種類及び工程等、細目はほぼ同様な構成となっている。

<材料>
 建築大工職種及び枠組壁建築職種においては、木材の材質、物理的及び力学的性質についての詳細な知識が問われるほか、木材加工品の種類・規格・性質・用途等、断熱や耐火等機能性材料・セメント、接着剤等建築用材料の種類及び用途についての一般的知識が問われている。
 型枠施工職種及びブロック建築職種においては、それぞれの工事に使用する材料の種類、規格、寸法、性質及び用途について、詳細な知識が問われる。

<製図>
 4職種に共通して、それぞれに関連する各種設計図面の読図、表示記号についての詳細な知識が問われている。ほか、建築大工職種及び枠組壁建築職種においては、日本工業規格の建築製図通則(木造建築物に関する部分に限る。)について詳細な知識が問われる。

※表中の丸数字は、各職種学科試験の項目の番号を表します。※枠組壁建築職種は単一等級

	塗 装	樹脂接着剤注入施工	防水施工	
技法・施行法関連 (受検者による選択科目を含む)	<p>① 塗装一般</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 塗装の目的 ● 塗装法の種類 ● 塗料の調合及び色合わせの方法 ● 塗料の乾燥の方法 ● 塗膜試験の種類及び方法 ● 塗装における欠陥の種類及び原因並びにその防止方法及び修整方法 ● 塗装作業における養生 ● 塗装に使用する器具の種類、特徴及び使用方法 <p>③ 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 色彩の用語 ● 色彩の表示方法 ● 色彩調節 	<p>① 施工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 樹脂接着剤注入工事に使用する器具及び機械の種類、用途及び使用方法 ● 樹脂接着剤注入工事の段取り ● 樹脂接着剤注入工法 ● 鉄筋コンクリート造躯体及び仕上げ部分の故障の種類及び原因 ● 樹脂接着剤注入工事における養生 ● 樹脂接着剤注入工事の施工計画 ● 樹脂接着剤注入工事の施工設備の種類、用途及び使用方法 	<p>[選択科目]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アスファルト防水施工法 アスファルト防水施工に関する下記の事項 2. ウレタンゴム系塗膜防水施工法 ウレタンゴム系塗膜防水施工に関する下記の事項 3. アクリルゴム系塗膜防水施工法 アクリルゴム系塗膜防水施工に関する下記の事項 4. 合成ゴム系シート防水施工法 合成ゴム系シート防水施工に関する下記の事項 5. 塩化ビニル系シート防水施工法 塩化ビニル系シート防水施工に関する下記の事項 6. セメント系防水施工法 セメント系防水施工に関する下記の事項 7. シーリング防水施工法 シーリング防水施工に関する下記の事項 8. 改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法 改質アスファルトシートトーチ工法防水施工に関する下記の事項 9. FRP防水施工法 FRP防水施工に関する下記の事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 防水工事に使用する器具及び機械の種類、用途及び使用方法 ● 防水工事の段取り ● 防水工法 ● 防水層の故障の種類、原因及び補修方法 ● 防水工事における養生及び保護* ● 防水工事の施工計画 ● 防水下地の種類及び特徴 ● 防水工事に使用する材料の種類、規格、性質及び用途 ● 当該防水工事以外の防水施工法及びこれらに使用する材料の種類及び特徴 <p><small>*FRP防水施工法では、「防水工事における養生」</small></p> </div>	
	<p>[選択科目]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木工塗装法 <ul style="list-style-type: none"> ● 被塗装物の種類、性質及び用途 ● 木工塗装用の塗料の用途 ● 木工塗装の工程 ● 素地調整の方法 ● 下地調整の方法 ● 木工塗装の方法 ● 木工塗装用の機械の種類及び使用方法 2. 建築塗装法 <ul style="list-style-type: none"> ● 被塗装物の種類及び性質 ● 建築塗装用の塗料の用途 ● 建築塗装の工程 ● 素地調整の方法 ● 下地調整の方法 ● 建築塗装の方法 ● 建築塗装用の機械の種類及び使用方法 ● 建築物及び鉄鋼構造物の種類及び特徴 3. 金属塗装法 <ul style="list-style-type: none"> ● 被塗装物の種類及び性質 ● 金属塗装用の塗料の用途 ● 金属塗装の工程 <ul style="list-style-type: none"> ● 素地調整の方法 ● 下地調整の方法 ● 金属塗装の方法 ● 金属塗装用の機械の構造、調整及び使用方法 ● 金属塗装用設備の種類及び使用方法 <ol style="list-style-type: none"> 4. 鋼橋塗装法 <ul style="list-style-type: none"> ● 被塗装物の種類及び性質 ● 鋼橋塗装用の塗料の用途 ● 鋼橋塗装の工程 ● 素地調整の方法 ● 下地調整の方法 ● 鋼橋塗装の方法 ● 鋼橋塗装用の機械の種類及び使用方法 ● 足場の種類及び組立て方法 5. 噴霧塗装法 <ul style="list-style-type: none"> ● 噴霧塗装用の塗料の用途 ● 噴霧塗装の工程 ● 素地調整の方法 ● 噴霧塗装の方法 ● 噴霧塗装用の機械の構造、調整及び使用方法 ● 噴霧塗装用設備の種類及び使用方法 			
	材料	<p>② 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 塗料の種類及び性質 ● うすめ剤及び溶剤の種類、性質及び用途 ● 塗装用補助材料の種類、特徴及び用途 	<p>② 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 樹脂接着剤注入工事に使用する材料の種類、規格、性質及び用途 ● 樹脂接着剤注入工事の関連工事に使用する材料の種類及び特徴 	
	建設一般		<p>③ 建設一般</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設工事の種類及び施工方法 ● 鉄筋コンクリート造の構法及び特徴 	<p>① 建設一般</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設工事の種類及び施工方法 ● 建築構造の種類及び特徴 ● 防水工事に関連する工事用材料の種類及び用途
	製図		<p>④ 製図</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本工業規格の建築製図通則及び土木製図通則 	<p>② 製図</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本工業規格の建築製図通則及び土木製図通則
関係法規	<p>④ 関係法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防法(昭和23年法律第186号)関係法令、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)関係法令及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)関係法令のうち、塗装工事に関する部分 	<p>⑤ 関係法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法関係法令及び消防法関係法令のうち、樹脂接着剤注入工事に関する部分 	<p>③ 関係法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係法令及び消防法(昭和23年法律第186号)関係法令のうち、防水工事に関する部分 	
衛生安全	<p>⑤ 安全衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生に関する詳細な知識 	<p>⑥ 安全衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生に関する詳細な知識 	<p>④ 安全衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生に関する詳細な知識 	

ポイント

[各職種に共通する科目等]

塗装職種、樹脂接着剤注入施工職種、防水施工職種においては、技法・施工法関連の科目に共通する項目はない。

塗装職種では、「塗装一般」科目において、塗装の目的、塗装法の種類、塗料の調合及び色合わせの方法、塗装の欠陥と対処方法等についての一般的な知識が問われるほか、塗装用器具に関する詳細な知識が問われる。また「色彩」科目において、色彩の用語・マンセル記号による表示方法・色彩調節に関する一般的な知識が問われる。選択科目では5つの塗装法について、被塗装物の種類・性質・用途、塗料の用途、工程・方法、塗装用機械・設備の種類及び使用方法等に関する詳細あるいは一般的な知識が問われる。

樹脂接着剤注入施工職種の「施工法」科目では、器具及び機械の種類・用途・使用方法、工事の段取り及び施工計画、工法と試験及び検査、鉄筋コンクリート造躯体及び仕上げ部分の故障と原因、施工設備の種類・用途・使用法等について、詳細あるいは一般的な知識が問われる。

防水施工職種では受検者による選択科目において、各種防水施工法の具体的作業等についての詳細な知識が問われる。

<材料>

塗装職種、樹脂接着剤注入施工職種において試験科目となっている。職種によって使用する材料は異なるが、それぞれの主材料(塗装職種では塗料、樹脂接着剤注入施工職種ではエポキシ樹脂接着剤、アクリル樹脂接着剤、パテ剤、モルタル、シーリング剤等)の種類・用途、性質等について、詳細あるいは一般的な知識が問われる。ほか、補助材料(塗装におけるうすめ剤及び溶剤、漂白剤・着色剤等)もしくは関連工事に使用する材料(樹脂接着剤注入施工におけるコンクリート、セメントモルタル等)の種類・用途、特徴について、一般的な知識が問われる。

<建設一般>

樹脂接着剤注入施工職種、防水施工職種において試験科目となっている。細目を比較すると、建設工事の種類及び施工法、土木工事の種類及び特徴については共通に問われる。その他細目については、樹脂接着剤注入施工職種では鉄筋コンクリート造建築構造について、防水施工職種では防水工事に関連する工事用材料の種類及び用途について、それぞれ一般的な知識が問われる。

<製図>

樹脂接着剤注入施工職種、防水施工職種において試験科目となっている。建築設計図及び土木設計図におけるそれぞれの工事に関連する部分において、読図の方法(樹脂接着剤注入施工職種)または表示記号(防水施工職種)に関する一般的な知識が問われる。

※表中の丸数字は、各職種学科試験の項目の番号を表します。※樹脂接着剤注入施工職種は単一等級

実技試験課題の内容(概要)

技能検定の実技試験は、制限時間内に指定された物の製作、組立て、調整等を行う「作業試験」と実際の対象物又は現場の状態や状況等について説明した設問により、判別、判断、測定、計算等を行う「要素試験」や「ペーパーテスト」があります。こういった内容の試験で実施するかは、職種(作業)によって異なります。

建築大工 1級

大工工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度後期)
振隅木小屋組の平面図、振隅木及び配付たる木の現寸展開図を作成し、木ごしらえ及び墨付けをした後、加工組立てを行う。

- 標準時間 5時間30分
- 打ち切り時間 5時間45分



型枠施工 1級

型枠工事作業

▼次に挙げる作業試験及びペーパーテストを行う。(平成26年度後期)

(1) 作業試験は、型起こし台(合板パネル)上に基礎型枠(片側半分のもの)の下ごしらえ及び組立てを行う。

- 標準時間 5時間
- 打ち切り時間 5時間30分

(2) ペーパーテストは、躯体図及び仕様等に従い、型枠加工図(下ごしらえ図)に必要な寸法、パイプサポートの位置等について行う。

- 試験時間 2時間



枠組壁建築 単一等級

枠組壁工事作業

▼次に挙げる作業試験及びペーパーテストを行う。(平成26年度前期)

(1) 作業試験は、製作図に従い、小屋組の一部の現寸図を作成し、枠組壁工法により、小屋組及び壁枠組の一部の加工組立てを行う。

- 標準時間 4時間
- 打ち切り時間 4時間30分

(2) ペーパーテストは、枠組壁工法による平屋建の住宅の平面図等の各種図面から土台、床、壁及び小屋に必要な構造用製材の定寸寸法、実長寸法及び数量並びに構造用合板の数量の算出について行う。

- 試験時間 2時間



ブロック建築 1級

コンクリートブロック工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度前期)

補強コンクリートブロック造の建物の耐力壁の取り合い部及び開口部のブロック積み作業(鉄筋の加工を含む。)並びに開口部のまくさ型枠(鉄筋組立てを含む。)を製作する。

- 標準時間 2時間30分
- 打ち切り時間 3時間



塗装 1級

●次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目

1. 木工塗装作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度前期)
2枚の見本板及び2枚の見本紙に基づいて調色し、3枚の合板に次に挙げる塗装を行う。

- (1) 刷毛塗りの着色仕上げ後、刷毛塗り2回仕上げを行う。
- (2) 刷毛塗り及び吹付け塗りにより、不透明塗装仕上げを行う。
- (3) さん付きの合板に、刷毛塗りの着色仕上げ後、その一部に吹付け塗りを行う。

- 標準時間 4時間30分
- 打ち切り時間 5時間

2. 建築塗装作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度前期)
(1) ラワン合板に、合成樹脂エマルジョン系複層塗材塗装(凸部処理を含む。)を行う。

- (2) ラワン合板に、刷毛によりつや有合成樹脂エマルジョンペイント(2回塗り)塗装及びローラーブラシにより合成樹脂エマルジョンペイント塗装(ハテ地付けを含む。)を行う。

- 標準時間 4時間30分
- 打ち切り時間 4時間50分

- (3) 吹付け塗装によるスプレーパターン作成を行う。

- 試験時間 3分

3. 金属塗装作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度前期)
(1) 鋼板で製作した角筒(200mm×100mm×450mm)の外面に、下塗り及びハテ付けを行う。

- (2) 見本板に基づいて調色したラッカーエナメル及びラッカーメタリックにより、被塗装物に吹付け塗り仕上げをする。

- 標準時間 4時間
- 打ち切り時間 4時間30分

4. 鋼橋塗装作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度後期)

- (1) 電動工具及び手工具による旧塗膜除去作業
- (2) 塗料の調合作業
- (3) 旧塗膜を除去した面の塗装作業
- (4) 塗膜厚測定作業

- 試験時間 1時間

5. 噴霧塗装作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度前期)

- (1) 軟鋼板をV形にした被塗装物に、エアスプレー噴霧塗装、エアレススプレー噴霧塗装及び静電噴霧塗装の3作業を行う。

- (2) スプレーパターンの作成を行う。

- 標準時間 2時間
- 打ち切り時間 2時間30分



防水施工 1級

●次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目

1. アスファルト防水工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度後期)
試験台の平場、立上り及び貫通配管の各部にアスファルト防水を行う。

- 標準時間 1時間50分
- 打ち切り時間 2時間20分

2. ウレタンゴム系塗膜防水工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度前期)
試験台の平場面、笠木・立上り面及び箱部にウレタンゴム系塗膜防水工事作業を行う。

- 標準時間 1時間40分
- 打ち切り時間 2時間

3. アクリルゴム系塗膜防水工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度前期)
あらかじめ用意された試験台の斜壁(開口部を含む)、天端、パイプ回り、立上り面及びびびり割れ部分を増し塗り、補強布、シーリング材等で補強し、アクリルゴム系塗膜防水材料により塗膜防水工事作業を行う。

- 標準時間 1時間50分
- 打ち切り時間 2時間10分

4. 合成ゴム系シート防水工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度後期)
試験台の平場、立上り及び貫通配管回りの各部に合成ゴム系シート防水を行う。

- 標準時間 2時間40分
- 打ち切り時間 3時間10分

5. 塩化ビニル系シート防水工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度後期)

試験台の平場、立上り及び貫通配管回りの各部に接着工法及び機械的固定工法による塩化ビニル系シート防水を行う。

- 標準時間 1時間50分
- 打ち切り時間 2時間20分

6. セメント系防水工事作業

▼次に挙げる課題A又は課題Bのうち、いずれか一つの作業試験を選択して行う。(平成25年度前期)

課題A: ポリマーセメント防水工事

- (1) 壁にある湧水の箇所を止水する。

- 標準時間 45分
- 打ち切り時間 55分

- (2) 壁面及び床面に切付け処理後、ポリマーセメント防水層をこて塗り仕上げする。

- 標準時間 45分
- 打ち切り時間 55分

課題B: 珪酸質防水工事

- (1) 壁にある湧水の箇所を止水し、切付け処理をする。

- 標準時間 1時間
- 打ち切り時間 1時間10分

- (2) 壁面及び床面に珪酸質防水層をはけ引き仕上げする。

- 標準時間 30分
- 打ち切り時間 40分

7. シーリング防水工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度前期)
試験台にガラス及び塩化ビニル方を固定し、ガラス回り、ガラス及び塩化ビニル方による三方突合せ目地、サッシ回り目地、クロス目地、方立及び無目にシーリング防水工事作業を行う。

- 標準時間 2時間15分
- 打ち切り時間 2時間35分

8. 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度後期)
試験台の平場、立上り及び貫通配管回りの各部に改質アスファルトシートトーチ工法防水を行う。

- 標準時間 2時間
- 打ち切り時間 2時間30分

9. FRP防水工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度前期)
試験台の平場面、笠木・立上り面及び箱部にFRP防水工事作業を行う。

- 標準時間 1時間30分
- 打ち切り時間 1時間50分



樹脂接着剤注入施工 単一等級

樹脂接着剤注入工事作業

▼次に挙げる作業試験を行う。(平成26年度後期)

建築物外壁を想定した試験架台に、浮き部の穿孔(せんこう)及びエポキシ樹脂の注入作業、ひび割れ部の自動式低圧注入作業、ひび割れ部のUカットシール材充てん作業及び欠損部の補修の作業を行う。

- 標準時間 1時間40分
- 打ち切り時間 2時間



データで見る技能検定制度

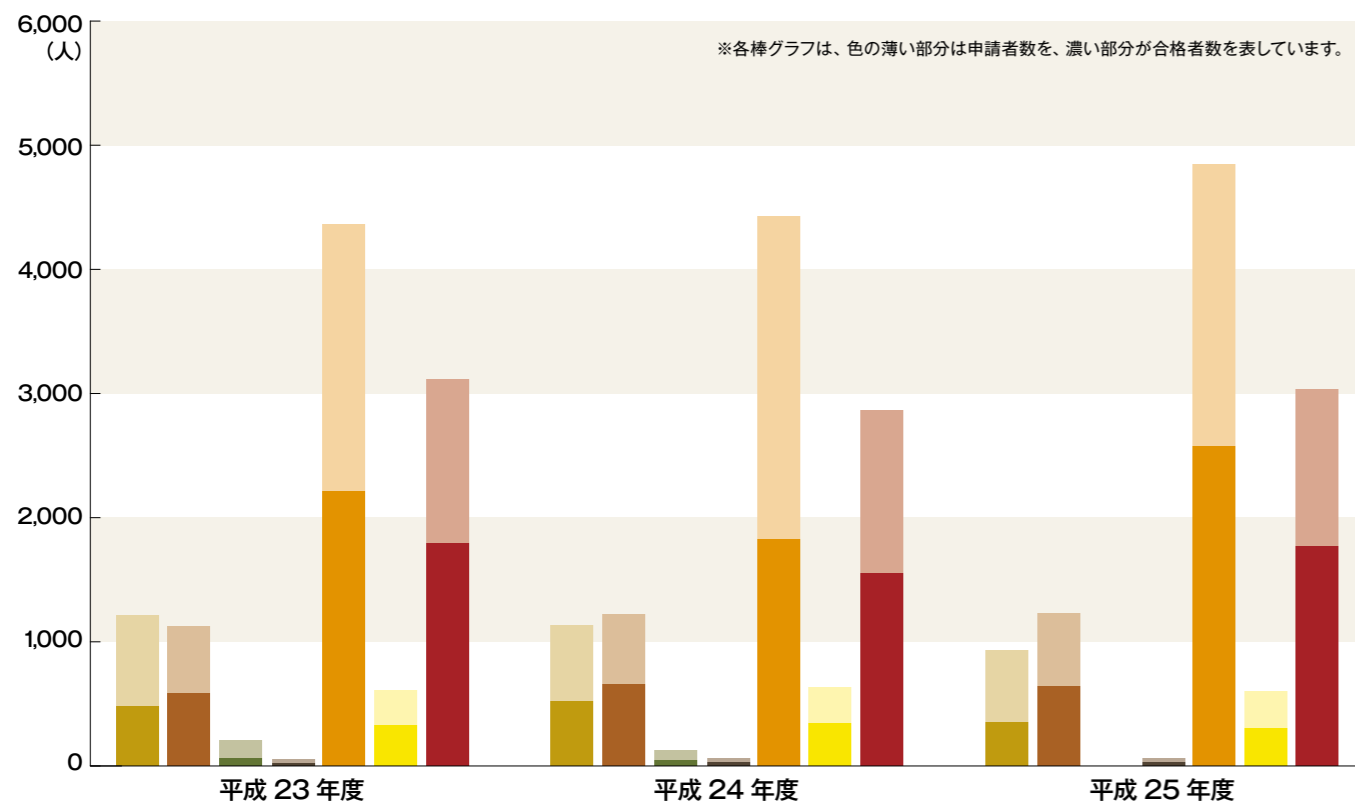
技能検定に合格し技能士となった方は平成 25 年度までの累計で延べ約 547 万人おり、その数はこれからも増え続けていきます。ここ数年のデータから、受験申請者数、合格者数等の傾向を見ていきます。

① 等級別の実施状況（平成 25 年度）

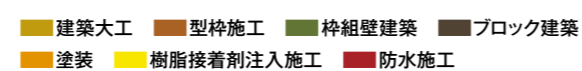
等級（技能検定の合格に必要な技能及び知識）	受験申請者数（前年度比）	合格者数（前年度比）	合格率
特級（管理者又は監督者に必要な技能及び知識）	4,597 人 (+0.6%)	1,221 人 (+15.2%)	26.6%
1 級（上級の技能労働者に必要な技能及び知識）	84,147 人 (+0.8%)	32,353 人 (-1.6%)	38.4%
2 級（中級の技能労働者に必要な技能及び知識）	351,318 人 (-2.9%)	88,492 人 (+0.4%)	25.2%
3 級（初級の技能労働者に必要な技能及び知識）	239,461 人 (-5.4%)	118,856 人 (-3.1%)	49.6%
単一等級（等級に区分していない職種で、1 級相当の技能及び知識）	6,909 人 (-5.6%)	3,885 人 (-2.9%)	56.2%
基礎 1 級及び基礎 2 級 (技能実習生を対象とし、基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識)	35,549 人 (-8.3%)	33,398 人 (-7.2%)	93.9%
合計	721,981 人 (-3.6%)	278,205 人 (-2.3%)	38.5%

平成 25 年度の受験申請者数、合格者数、合格率をまとめたのが上の表である。前年度比で見ると、受験申請者数、合格者数とも若干の減少が見られる。そんな中で、特級の合格者数が 15.2% 増となっているのが目につく。

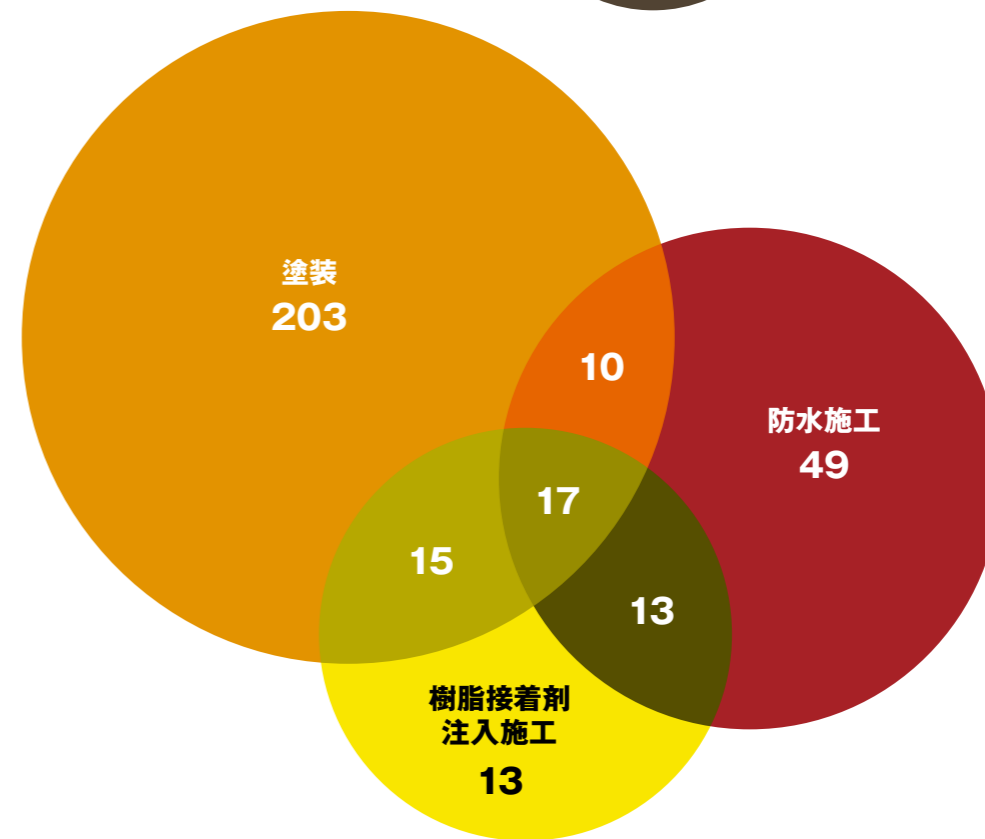
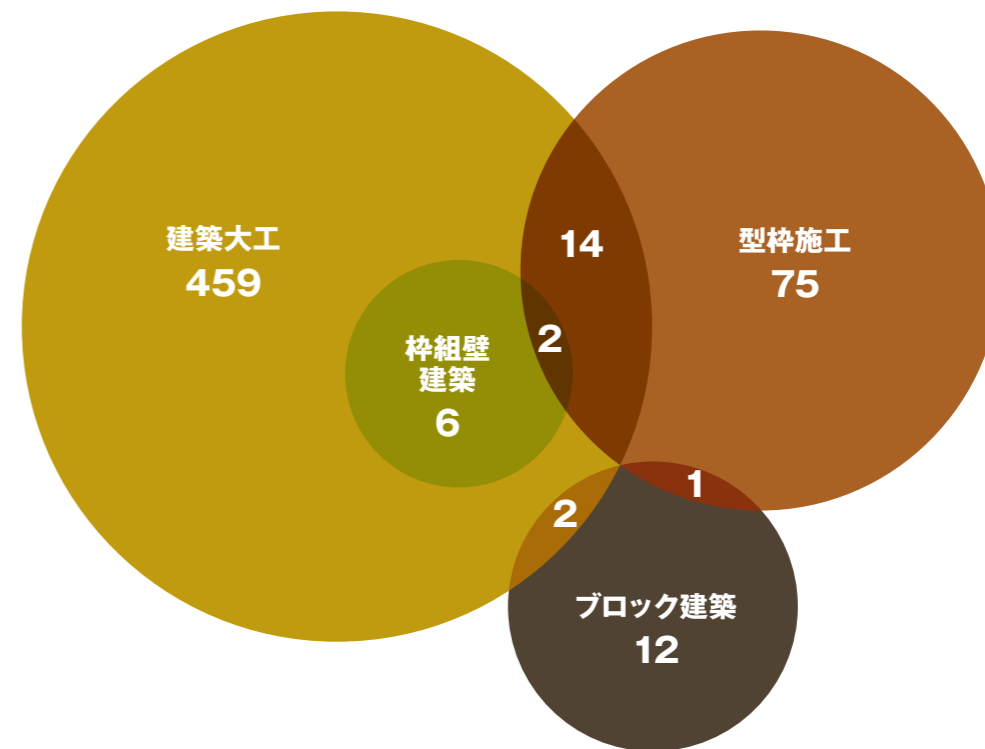
② 本冊子で対象とした 7 職種における 1 級・単一等級の受験申請者数及び合格者数の推移



平成 25 年度は「枠組壁建築」の検定試験が休止となった。ほかには、「建築大工」の申請者数、合格者数がこの 3 年間の中でも減少している点が目につく。逆に「塗装」「防水施工」では前年よりも申請者数、合格者数ともに増加している。特に、「塗装」合格者数の増加は大きい。



③ 建設系の技能検定職種における複数職種取得の組み合わせ状況



厚生労働省「ものづくりマイスター」に認定されている約 5,000 人の技能者をサンプルとして、どのような検定職種が複合して取得されているかを模式的に表したのが上図である。円の大きさが取得者数を表しており、円の重なりが重複して取得している人数を表している。建設系の職種は非常に裾野が広いが、ここでは本冊子で取り上げた 7 職種について、2 つのグループに分けて図に表した。

第 1 のグループは「建築大工」職種を基盤としており、「型枠施工」との重複取得者も少なくない。「枠組壁建築」取得者については、全員が「建築大工」を併せて取得している。第 2 のグループは「塗装」職種を基盤としており、「防水施工」「樹脂接着剤注入施工」と合わせた 3 つの職種がほぼ同等に関わっているのがわかる。この 3 職種の検定を全て取得している者も少なくない。